

# 山梨県公報

第二千六百十二号

平成二十八年

六月十三日

月曜日

## 目次

### 告示

○市町村の境界変更に伴う郡の人口の告示	五〇三
○市町村の境界変更に伴う町の人口の告示	五〇三
○平成二十八年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日	五〇三
○換地計画の決定	五〇三
○道路の区域変更(三件)	五〇四
○道路の供用開始(二件)	五〇五
○国土調査の成果の認証	五〇五
○開発行為に関する工事の完了について	五〇五

## 告示

### 山梨県告示第二十四号

平成二十八年四月二十六日に西八代郡市川三郷町と南巨摩郡富士川町との境界を変更したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項第一号の規定に基づき、西八代郡及び南巨摩郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後藤 斎

郡の名称	人口
西八代郡	一五、六六六
南巨摩郡	三七、一〇一

### 山梨県告示第二十五号

平成二十八年四月二十六日に西八代郡市川三郷町と南巨摩郡富士川町との境界を変更したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第二号の規定に基づき、西八代郡市川三郷町及び南巨摩郡富士川町の人口を次のとおり告示する。

平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後藤 斎

町の名称	人口
市川三郷町	一五、六六六
富士川町	一五、二八七

### 山梨県告示第二十六号

平成二十八年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、この告示の日の翌日から平成二十八年七月十日までの日及び同年八月三十一日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月十日にあつては午後五時前に、同年八月三十一日にあつては午後五時に後に利用を開始する場合に限り、許可を要しないものとする。

平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後藤 斎

### 山梨県告示第二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(玉宮地区玉宮第一―三工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。  
平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後藤 斎

#### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十八年六月十四日から同年七月十一日まで  
 縦覧場所 甲州市役所  
 審査請求期間 平成二十八年七月十二日から同月二十六日まで

山梨県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年七月四日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 雨畑大島線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町雨畑字マゴメ二六五六番一 地先から 南巨摩郡早川町雨畑字マゴメ二六四七番一 地先まで	五・七 一三・四	四・三 五・一		一〇〇・〇 一〇二・六

山梨県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年七月四日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小和田猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市猿橋町猿橋字大猿橋七一番地先から 大月市猿橋町猿橋字大猿橋七二番一地先まで	八・五 二〇・四	八・五 八・五		一〇〇・〇 二四・六

山梨県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年七月四日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四番 一地从先から 北都留郡小菅村字大白沢九四五番一地从先 まで	九・六 一〇・四	五・九 一〇・四		七、七九三・〇 三、八〇七・〇
大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四番 一地从先から 大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四番 一地从先まで	九・六 一〇・四	一〇・四 一〇・四		三、八〇七・〇 一三八・〇
大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四番 一地从先から 北都留郡小菅村字井戸入一七五二番一地从先 まで	九・六 一〇・四	一〇・四 一〇・四		三、八〇七・〇 一三八・〇

山梨県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年七月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	藤笠石和線	笛吹市八代町北字大株天川右岸堤防敷地先から 笛吹市八代町北字大株三七五六番一地区先まで	一一二・〇	平成二十八年六月十三日

山梨県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年七月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	小和田猿橋線	大月市猿橋町猿橋字大猿橋七二番一地区先から 大月市猿橋町猿橋字大猿橋七二番一地区先まで	一四・六	平成二十八年六月十三日

公 告

● 国土調査の成果の認証  
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査を行った者の名称

甲州市

二 調査を行った時期

平成二十一年六月二十六日から平成二十二年十一月一日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

甲州市塩山牛奥の一部

五 認証年月日

平成二十八年六月二日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市一宮町竹原田字沖田町八四八の一、八四八の六、八五〇の一、八五〇の二の一部、八五〇の三、八五一の一、八五一の二の一部、八五一の五の一部、八五一の六、八五九、八六〇、八六二の一、八六二の三、八六二の四、八六四、八六四の二、八六四の三、八六八の一、八六八の三、八六九、八七二の一、八七四の一、八七四の三及び八七五の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市八代町南五百六十一番地 笛吹農業協同組合 代表理事組合長 關本得郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番